

平成30年度後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書  
作成業務委託一般競争入札説明書

【内訳】

入札説明書  
仕様書

平成30年6月

茨城県後期高齢者医療広域連合

# 入 札 説 明 書

平成 30 年 6 月 15 日に公告した平成 30 年度後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書作成業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の名称

平成 30 年度後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書作成業務委託

### (2) 委託業務の内容

平成 30 年度後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書作成業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 12 月 21 日(金)まで

### (4) 納入場所

仕様書で指定する場所

### (5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、1 件当たりの単価(小数点第 2 位まで記入)とする。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点第 3 位以下の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 件あたりの単価の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において「印刷類」または「広告・出版・催物」に登録されている者であること。

(2) 茨城県内の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合が発注する印刷業務に係る業務委託について、受注実績がある者であること。

(3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <http://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から平成30年6月22日（金）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

#### ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

#### イ 質問期間

入札公告の日から平成30年6月22日（金）午後4時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求めたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
  - ② 一般競争入札参加資格申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
  - ③ 契約実績証明書
  - ④ 申出書
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果  
一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、平成 30 年 6 月 28 日(木)までに審査結果通知書を送付する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所  
平成 30 年 7 月 3 日(火) 午前 10 時 00 分  
茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
- (8) 入札の辞退  
3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。  
ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- イ 契約保証金  
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。  
ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第 139 条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 平成 30 年度後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書作成業務委託仕様書

1. 件 名 平成 30 年度後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 利用差額通知書  
作成業務委託

2. 委託期間 契約締結の日から平成 30 年 12 月 21 日 (金) まで

### 3. 業務の概要

この業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。) に基づき茨城県後期高齢者医療広域連合 (以下「甲」という。) が受託者 (以下「乙」という。) に委託する業務 (以下「本業務」という。) は、以下のとおりとする。

#### (1) ジェネリック医薬品差額通知

##### ① 通知書の作成仕様

乙は甲が提供する送付対象者データを基に、ジェネリック差額通知書を作成する。

通知書は A4 (又は A3) 両面 1 枚以上とし、カラー刷りで作成する。

また、通知書の文字を読みやすくするため、印刷フォントは UD フォントを使用し、第三者の評価を受ける等、帳票の「見やすさ」「わかりやすさ」に重点を置いて作成すること。

別添 1 「後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 利用差額通知書 (案)」を参考とし、下記の内容を含むものとする。

なお、校正については 3 回以上実施し、詳細については、乙は甲と協議のうえ決定すること。

- 通知書が送付された目的
- ジェネリック医薬品 (後発医薬品) とは
- 処方実績に基づくお薬代の負担軽減案内
- かかりつけ薬局、薬剤師について
- お薬の飲み方や、お薬手帳について
- 残薬について

##### ② 専用封筒の作成

高齢者の方でも開封しやすいように工夫されていること。

また、通知を封入した際、個人の医療に関する記述部分等が他人から見えなくなるような防止策を施すこと。

校正については 3 回以上実施し、詳細について、乙は甲と協議のうえ決定すること。

③ 希望カード又はリーフレット

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えやすいように、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カード」か「後発医薬品（ジェネリック医薬品）のリーフレット」を同封すること。

④ 封入・封緘・納品

作成した通知を封筒に封入・封緘し、甲の指定する場所へ納品する。

また、誤封入、誤送付を防止するために以下の対策を講じること。

- 封入物に誤りがないか確認するため、封入後の厚み検査を行うこと。
- 通知者送付リストを納品すること。
- 作業履歴（ログ）を把握するため作業工程のカメラ撮影や作業履歴の記録をすること。

⑤ 納品場所

通知書は甲の指定する場所に納品する。

(2) サポートデスクの設置

- ① 医療専門スタッフが、ジェネリック医薬品に関する問い合わせに対応すること
- ② 電話回線を十分に保有し、問い合わせが集中するピーク時にも対応できること
- ③ 法的な問題に配慮した実績のあるQ&Aを整備していること。
- ④ 通知書発送後、直ちに開設し、平成30年12月21日まで設置すること。ただし平成31年3月31日までの期間において問い合わせがあった場合には、契約期間外であっても対応をすること。

4. 契約方法

通知1件当たりの単価契約とし、すべての業務に係る費用を考慮して算出すること。

5. 提供データ

(1) 通知作成用データ（CSVデータ）

- ジェネリック差額通知抽出情報.CSV…別添2
- 明細情報データ.CSV…別添3

(2) 外字フォントファイル（tteファイル）

- EUDC.tte

(3) 通知除外対象者リストファイル（CSVファイル）

- mst\_hihokensyajogai.CSV

6. 作成通数と納品時期

通知書の作成件数は計75,000通を上限とし、平成30年9月末までに甲の指定する

場所に納品すること。

## 7. 委託条件

- (1) 乙は、本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 乙は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 取り扱う個人情報 は 厳重に管理し、その保護に配慮した十分な体制を整えること。
- (4) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。

## 8. 監督員及び検査員

乙が行う請負業務の検査を行うために、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号）第 173 条第 1 項及び第 174 条第 1 項の規定に基づき、広域連合に監督員及び検査員を置くものとする。

検査員 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課長補佐

監督員 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班員

## 9. 成果品等の帰属

委託業務の履行に伴い発生する成果品及びデータ等の所有権は、すべて甲に帰属する。

## 10. データの保護

乙は、本契約を履行するために甲から提供を受けた記録媒体（以下「受領データ」という。）又は受託者自ら作成する記録媒体若しくは印刷物等（以下「作成データ」という。）の安全対策を講じるほか、次の事項について措置する。

- (1) 乙は、受領データ及び作成データ（以下「データ等」という。）について契約期間終了まで善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、記録媒体についてはインターネットに接続されていない環境のもとで厳重に保管するものとする。
- (2) 乙は、受領データについて委託業務の履行上、不要となった時点で遅滞なく返還するものとする。
- (3) 磁気媒体によるデータ等の移送についてはデータの暗号化を施すこととする。
- (4) 作成データは委託業務の履行上、不要となった時点で確実な方法をもって消去し、又は廃棄しなければならない。
- (5) データ等の授受は、情報提供確認書等の書面をもって両者確認の上で行うものとする。

る。

(6) 乙は、委託業務にかかるデータ等を受託業務以外の目的に使用してはならない。

(7) 個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、書面でその状況を報告し、甲の指示を受けることとする。

## 11. 情報管理

### (1) 個人情報の保護

プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS のどちらかを取得していること。

### (2) 情報セキュリティ計画書の作成

本業務を行うに当たり、事前にセキュリティ体制等を記載した情報セキュリティ計画書を提出すること。

### (3) データの受け渡し

本業務に使用するデータはパスワードを設定し、配送等を行う場合はセキュリティ便等、セキュリティを強化した方法で紛失、盗難等を防止すること。

なお、受け渡しに要する費用は、全て乙の負担とする。

### (4) 作業場の分割

データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

### (5) 入退出管理の徹底

各作業場への入室には、予め登録している者だけが作業できるよう、指紋認証などの入室管理を行うこと。

### (6) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラにより監視及び画像の記録を行うこと。

### (7) 保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

## 12. 校正確認

通知書への印字位置及び内容等は、テスト印刷で検証し、問題がないことを確認した上で作業を行うこと。なお、テスト印刷等にかかる費用は乙の負担とする。

テスト印刷及び印刷ミス等で作成された通知書から個人情報が漏えいすることのないように、乙が責任をもって管理、処分を行うこと。

## 13. 委託料の支払い

委託料の支払いは、納品後、検査に合格した後に支払うものとする。



乙は検査に合格したときは、合格通知を受理した日から起算して 30 日以内に請求書を提出するとともに、甲は、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

#### 14. 注 意 事 項

- (1) 成果品の作成の工程において特許等にかかる技術を使用する場合には、乙の責任においてその特許等の使用の許可を得るとともに、その費用は乙が負担するものとする。
- (2) 甲の電算処理スケジュールの都合により作業工程に変更が生じた場合は、別途協議の上、行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度協議の上処理する。

#### 15. 本仕様書の対応窓口

住 所	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地	ミオス 1 階
連絡先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
担当課	事業課 保健資格班	
電 話	029-309-1212	
F A X	029-309-1126	



## お薬代負担軽減のご案内

様  
平成XX年 X月処方分 **を、現在よく流通しているジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の負担が** (X月時点での負担割合です)

2,700円～

**軽減されます。**  
(100円未満は切り捨てています。)

平成XX年 X月分の処方実績					軽減できる金額※3
医療機関・薬局区分	お薬の単価	数量	単位	お薬代※2 (3割負担)	
薬品名※1					
薬局					
キネダック錠50mg	126.9	84.0	錠	3,190	1,390～
メバロチン錠10 10mg	101.7	28.0	錠	850	340～
ノルバスクOD錠5mg	58.8	28.0	錠	490	150～
小計				4,530	1,880～
薬局					
オパールモン錠5μg	72.8	63.0	錠	1,370	570～
ミオナル錠50mg	19.5	63.0	錠	360	260～
小計				1,730	830～
合計				6,260	2,710～

## ※1 薬品名とは

処方されたお薬(先発医薬品)の名称です。医療機関・薬局ごとに記載しています。

## ※2 お薬代とは

1カ月にかかったお薬代です。(お薬代だけの記載で、実際にお支払いになった金額と異なる場合があります。)

## ※3 軽減できる金額とは

今で使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替える事によって軽減できる金額の目安です。

## ご注意ください

- 本明細は、医療機関・薬局の過去の請求データに基づいて作成されています。本明細に記載しきれない場合は、軽減効果が大きい医療機関分から順に記載しています。
- 国や市町村から医療助成を受けている場合、実際の支払額と異なる場合があります。
- ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在する場合がありますため、実際の軽減額には幅があります。
- 上記に記載する医薬品には、がんその他特殊疾病に使用されるお薬、短期処方のお薬については除外しています。
- 先発医薬品とジェネリック医薬品は主成分は同一ですが、個人によって効き目や副作用などは異なる場合があります。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。
- 本通知書はお薬をご使用されているすべての加入者の方にお送りしているわけではありません。

## 薬のことはかかりつけ薬局・薬剤師に相談を！

高齢になると、複数の持病を持つ人が増えてきます。持病の数だけ処方される薬も多くなり、6つ以上の薬を使っていることも珍しくありません。なかには同様の効果のある薬が処方されたり、飲み忘れなどにより薬が残ってしまうという問題が起きています。薬の重複や残薬をなくすためには、お薬手帳を活用したり、かかりつけ薬局・薬剤師に相談することが大切です。健康の保持や医療費の無駄遣いをなくすため、正しい薬の使用方法を把握しておきましょう。

## かかりつけ薬局・薬剤師を決めていますか？

みなさんは、お医者さんにかかったときに処方された薬を調剤してもらう薬局・薬剤師を決めていますか？病気の治療のために複数の医療機関に通っている場合、処方された薬が重複していたり、時には飲み合わせによる副作用が起こる心配もあります。そんなとき、**かかりつけ薬局・薬剤師を決めておけば、服薬状況やアレルギーなどの情報を把握して、適切な管理・指導をしてくれるので安心です。**

## 病院・薬局に行くときはお薬手帳をお忘れなく！

病気ごとに異なる医療機関にかかっている場合は、薬が重複したり増え過ぎないように、**お薬手帳を1冊にまとめて**、自分の病気と使っている薬を、医師や薬剤師に把握してもらいましょう。

## ●お薬手帳にはこんなメリットが！

自分の服薬状況を明確に伝えられるので、薬の重複投薬や飲み合わせによる副作用を防ぎ、より自分に合った薬を処方・調剤し

残薬がある場合、薬の名前や残りの分量を記入しておくことで、医師が処方量を調節する目安となり、薬代の節約につながりま

薬について心配なこと、気になること、相談したいことなどを記入しておくことで、適切なアドバイスを受けられます。

災害時などに手元の薬がなくなった場合でも、入手したい薬の名前を正確に伝えることができます。

## こんなときは医師・薬剤師に相談しましょう！

医師は薬の効果を確認しながら、処方の量や回数などを調整しています。もしも何かの理由で薬を飲まないことがあれば、その旨を医師・薬剤師に伝えてください。また、処方された薬について下記のような不安や疑問などがあるときは、迷わず医師や薬剤師に相談しましょう。

- 効果がでないと感じる
- 服用後に気になる症状がある
- 粒が大きくて飲みにくい など

## こんなことは絶対にしないでください

### ◇飲み残した薬を勝手に服用しない

薬には使用期限があります。また、前回と同じような症状だからと、自己判断で飲み残しの薬を服用すると、副作用を起こす場合があります。

### ◇処方薬を家族間で共用しない

薬は処方された相手や症状によって成分や分量が異なります。自己判断で家族が飲み残した薬を飲んではいけません。

## ジェネリック差額通知抽出情報 (CSV)

・文字コード：UTF-8

・文字長：可変長

並び順：保険者番号（昇順）、被保険者番号（昇順）

No.	項目名	備考
1	連番	通し番号
2	通知対象	
3	患者コード	被保険者を一意に判別するためのコード ※受託者が付番したコード
4	市町村名	被保険者の市町村名
5	保険者番号	被保険者の保険者番号
6	被保険者番号	被保険者証番号
7	氏名	被保険者の氏名（漢字）
8	氏名カナ	被保険者のカナ名
9	性別	被保険者の性別（1：男性、2：女性）
10	生年月日	被保険者の生年月日（和暦：GYMMDD）
11	年齢	被保険者の年齢 ※年齢基準日時点での年齢
12	郵便番号	被保険者の郵便番号
13	住所	被保険者の住所
14	方書	被保険者の方書 ※該当しない場合は空白
15	負担率	対象者の医療費負担率
16	削減可能額・自(合計)	対象者の薬剤費削減可能額(最低額)
17	削減可能額・至(合計)	対象者の薬剤費削減可能額(最高額)

※No.3は、別添3「明細情報データ」の患者コード（No.2）と統一したコード

※No.16は、別添3「明細情報データ」の削減可能額・自（No.14）を合計した値

※No.17は、別添3「明細情報データ」の削減可能額・至（No.15）を合計した値

## 明細情報データ (CSV)

・文字コード：UTF-8

・文字長：可変長

No.	項目名	備考
1	保険者コード	対象保険者の保険者コード
2	患者コード	被保険者を一意に判別するためのコード ※受託者が付番したコード
3	診療年月	受診した診療年月(和暦:GYMM)
4	医療機関コード	受診した医療機関のコード
5	医療機関調剤区分	受診した医療機関・調剤の区分(0:医療機関、1:調剤薬局)
6	医療機関調剤名称	受診した医療機関調剤の区分名称(病院、診療所、調剤薬局)
7	医薬品コード	処方された医薬品のコード
8	医薬品名	処方された医薬品の名称
9	薬品区分	処方された医薬品の区分(1:先発品、2:後発品)
10	薬価	処方された医薬品の薬価
11	単位	処方された医薬品の単位
12	数量	処方された医薬品の数量
13	後発品有無	処方された先発品に対する後発品の有無(0:無し、1:有り)
14	削減可能額・自	処方された医薬品の薬剤費削減可能額(最低額)
15	削減可能額・至	処方された医薬品の薬剤費削減可能額(最高額)

※No.2は、別添2「明細情報データ」の患者コード (No.3) と統一したコード